

障がい福祉従事者慰労金の給付申請

個人で申請する方向け

1 個人申請の必要性の検討と申請書の作成をお願いします。

- 退職されているなど、現在施設・事業所に勤務していない方は、原則として最後に所属していた施設・事業所での申請となります。
- 施設・事業所が廃業し、上記の対応が困難な場合で個人での申請をされる方は、個人申請書の作成をお願いします。
- 本人確認書類の写しと受取先金融機関口座確認書類の写しを添付してください。
 - ※ 対象期間内に勤務していた施設・事業所の記載をお願いします。
 - ※ 対象期間内に勤務していた施設・事業所での業務内容などを、当該施設・事業所から記載してもらってください。勤務証明が困難な場合は、個別でご相談ください。
 - ※ 受取口座に間違いのないよう、よく確認してください。

2 交付申請をお願いします。

- 押印した申請書類一式を郵送してください。
 - 郵送先：〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
 - 福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室 ※「緊急包括支援金申請書在中」と朱書きで記載
- 申請内容に問題がなければ、福岡県が交付額を決定し、申請者に通知します。
- ※ 入金まで時間がかかる場合があります。

3 入金の確認をお願いします。

- 申請内容に問題がなければ、福岡県が交付額を決定し、通知します。その後、入金の確認をお願いします。
- 慰労金は非課税として扱われます。

4 証拠書類の保管をお願いします。

- 申請・給付に関する証拠書類を大切に保管してください。
 - ※ 誤給付などが判明した場合、慰労金の返還を求める場合があります。